厳 重 注 意（文書）

福知山市議会議員
片 山 正 紀

令和7年11月26日付けで福知山市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、私、議長に審査請求書（福議第648号及び福議第649号）が提出された。

この提出を受け、私、議長は、同条例第10条第1項及び第3項の規定に基づき、令和7年11月28日付けで福知山市議会議員政治倫理審査会を設置し、9名を審査会委員に指名し審査を付託した。

本審査会では、全17回にわたり、審査対象議員、審査請求に係る関係者、有識者（大学教授及び弁護士）からの聴取等を行い、「同条例の政治倫理基準」に違反する行為の存否について審査を行った。

結果、福議第649号（令和7年度福知山市議会議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケートにおいては、全議員協議会で全議員の合意の下、回答者を特定しようとする一切の行為を禁ずる旨を確認していたが、遵守されなかった。議員による回答者探索の行為は、ハラスメント的、嫌がらせ又は不当な圧力的行為等に該当するとともに、議員としての誠実性及び議会全体に対する市民の信頼を損なう行為と評価され得る。よって、当該行為は、福知山市議会議員政治倫理条例に違反する疑いがある。）においては、対象議員がアンケート回答者であると疑いを持った職員に対して個別の追及を行った事実をもって、本行為は同条例第5条第8号及び第10号に抵触する。また、同条例第14条の規定により「文書による厳重注意」の措置が妥当との判断がなされたところである。

よって、自らの行為が政治倫理基準に違反と認定された事実を厳粛に受け止め、今後は、福知山市議会の規律や議会の秩序を遵守し、二度とこのようなことがないよう、ここに文書を持って厳重に注意する。

令和8年10月29日

福 知 山 市 議 会
議 長　吉 見 茂 久